



第1章 計画策定の背景

1. 男女共同参画に向けた取組

(1) わが国の取組

わが国における男女共同参画社会^{*}の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら、着実に進められてきました。この不断の努力は、平成11年に男女共同参画社会基本法^{*}の成立という形で結実し、わが国の男女共同参画社会の形成は新たな段階に入ったと言えます。

しかし、男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要です。男女共同参画社会を実現することで、社会全体の活力が増し、人々が将来への夢を持てるようになります。そのため、国では女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を、21世紀を迎えたわが国社会にとっての最重要課題と位置づけています。

わが国では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成12年に男女共同参画基本計画を策定し、総合的かつ計画的な取組を進めてきました。平成17年、平成22年には見直し作業を行われ、現在は第3次男女共同参画基本計画となっています。

また、平成19年4月1日からは「改正男女雇用機会均等法^{*}」が施行され、男女双方に対する性別を理由とする差別の禁止等、時代に合わせた対応が進められています。

平成19年12月18日には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス^{*})憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事時間と生活時間のバランスをとり、自ら希望する活動をバランスよく展開するという考え方が取り入れられています。

第3次男女共同参画基本計画の重点分野

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画
- 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 第5分野 男女の仕事と生活の調和
- 第6分野 活力ある農村漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画
- 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進
- 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(2)和歌山県の取組

和歌山県における男女共同参画の取組は昭和52年に青少年局育成課に女性行政担当窓口を設置したことに始まります。翌年には庁内関係課室で構成する婦人問題連絡会議、有識者などによる婦人問題企画推進会議を設置、昭和57年には「和歌山婦人施策の指標」を策定するなど、推進体制の整備と効果的な施策展開のための計画策定作業を行ってきたところです。また、平成10年には女性問題の解消と男女共生社会づくりをめざす県民の活動と交流の拠点として県女性センターを設置しました。

その後、担当窓口は数次の組織改正を経て青少年・男女共同参画課、女性センターは男女共同参画センターと名称変更され現在に至っています。庁内の推進本部機構は現在、知事を本部長とする男女共生社会推進本部を設置しています。

平成14年には「和歌山県男女共同参画推進条例」を施行し、この条例に基づき和歌山県男女共同参画審議会を設置、平成15年には和歌山県男女共同参画基本計画を策定し、平成19年に同計画を改定し、本県における男女共同参画を総合的・計画的に推進してきています。

「和歌山県男女共同参画基本計画(第3次)」施策体系

長期的な目標: 男女共同参画でつくる 元気な和歌山

施策の方向Ⅰ 元気な和歌山実現に向けた男女共同参画の推進

- 1 男女共同参画社会への基盤づくり
- 2 農水産業、商工業等の分野における取組推進
- 3 男女共同参画推進のための教育等の充実
- 4 男女共同参画に向けた意識改革

施策の方向Ⅱ 政策・方針決定過程での男女共同参画の推進

- 1 県の政策決定過程への女性の参画の拡大
- 2 市町村における取組への支援
- 3 企業、関係機関、団体等の取組への支援
- 4 防災・災害復興における男女共同参画の推進

施策の方向Ⅲ 働く場と家庭における男女共同参画の推進

- 1 雇用の分野における男女共同参画の推進
- 2 多様な働き方等への支援
- 3 仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備
- 4 子育て支援策の充実
- 5 家庭生活への男女共同参画の推進

施策の方向Ⅳ 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 1 配偶者等からの暴力への対策の推進
- 2 セクシャル・ハラスメント防止対策の推進
- 3 性犯罪等への対策の推進
- 4 各種メディアにおける男女の人権の尊重

施策の方向Ⅴ 男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくり

- 1 適切な性教育の推進
- 2 生涯を通じた健康支援
- 3 妊娠・出産期における女性の健康支援
- 4 HIV/エイズ、性感染症対策、薬物乱用対策、喫煙・飲酒対策の推進

(3) 紀の川市の取組

紀の川市は、平成17年11月7日に打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町の5町の合併により新たに誕生し、平成19年度に、新しいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、「第1次紀の川市長期総合計画」を策定しました。この計画では、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進するとともに、市の行政機関等における委員会等の女性比率を高めることを行政の役割として、数値目標を掲げ実践しています。

平成19年5月、本市における男女共同参画に関する施策をより総合的かつ効果的に推進することを目的に「紀の川市男女共同参画推進本部」を設置しました。翌平成20年5月には、学識経験を有する者や市民からなる「紀の川市男女共同参画計画策定懇話会」を設置して、この計画を策定し男女共同参画の実現に取り組んでいます。

紀の川市男女共同参画推進プラン策定体制

